

○多治見市教育委員会表彰規則

平成3年3月29日教育委員会規則第2号

改正

平成4年12月3日教委規則第26号

平成11年5月27日教委規則第10号

平成12年3月28日教委規則第4号

平成13年5月1日教委規則第7号

平成14年10月28日教委規則第15号

平成22年1月28日教委規則第1号

平成25年10月23日教委規則第4号

多治見市教育委員会表彰規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市の教育、学術及び文化の振興発展に貢献したものを多治見市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が表彰するについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の範囲)

第2条 学校の児童又は生徒で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 児童、生徒の名誉を高め、又は他の模範とするに足る行為のあったもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、表彰に値すると認める成績又は行為のあったもの

第3条 教育関係団体その他の団体又は個人であって、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 学校教育の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (2) 学術又は芸術の振興その他文化の向上に貢献し、その功績が顕著なもの
- (3) 青少年の健全育成に貢献し、その功績が顕著なもの
- (4) 体育の振興に貢献し、その功績が顕著なもの
- (5) 教育委員会の附属機関の委員又は法令、省令、条例若しくは教育委員会規則により設置される委員（教育委員会委員を除く。）として8年以上在職したもの
- (6) 体育その他文化関係団体の役員として10年以上在職したもの
- (7) 学校の学校医、学校歯科医又は学校薬剤師として7年以上在職したもの
- (8) 教育委員会又は教育委員会の所管に属する教育機関に対し、10万円以上の現金又は10万円相当以上の物件を寄附したもの。ただし、PTAについては、当該PTAに係る教育機関に対して寄附をした場合を除く。
- (9) 前各号に定めるもののほか、美事善行のあったものその他表彰に値すると認める業績又は行為のあったもの

第4条 教育委員会事務局の職員及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、これを表彰する。

- (1) 職務上の成績が特に優秀なもの
- (2) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (3) 災害を未然に防止し、又は災害に際して、特に功労のあったもの
- (4) 前3号に定めるもののほか、表彰に値すると認める業績又は行為のあったもの

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、表彰しない。

- (1) 禁錮（こ）以上の刑に処せられた者
- (2) 市税その他の諸納付金を滞納している者
- (3) 同一の功績について、既にこの規則の規定により表彰を受けたことがあるもの
- (4) 同一の功績について、国、県、市又はこれらに準ずると認められる団体の表彰を既に受け、又は当該年に受けると見込まれるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては、表彰することができる。

- (1) 前項第3号に掲げるもののうち第3条第8号又は第9号に該当するもの
- (2) 教育委員会が特に表彰すべきものと認めるもの

(表彰の方法)

第6条 表彰は、表彰状又は感謝状の授与により行う。

2 前項の表彰には、記念品を付与することができる。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、8月に行う。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(表彰の基準日)

第8条 表彰の基準日は、5月31日とする。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

(表彰前の死亡)

第9条 表彰を受けるべき者が第7条に規定する表彰の日前に死亡したときは、表彰は、その者の遺族に対して行う。

(被表彰者の推薦)

第10条 この規則による表彰の被表彰者を推薦しようとする者は、被表彰者推薦書(別記第1号様式)に身元調書(別記第2号様式)を添えて6月30日までに教育委員会に提出しなければならない。

2 表彰の推薦をした者は、前項に規定する被表彰者推薦書及び身元調書の記載事項に異動が生じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(表彰の決定)

第11条 教育委員会は、前条の規定により被表彰者推薦書を受理したときは、表彰の要否を決定しなければならない。

(公表)

第12条 教育委員会は、この規則により表彰を受けたものの氏名又は名称を公表するものとする。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成4年12月3日教委規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年5月27日教委規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月28日教委規則第4号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)による改正前の民法の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。

附 則(平成13年5月1日教委規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年10月28日教委規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年1月28日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月23日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第10条関係)

別記第2号様式(第10条関係)